

なら子育て応援団規約

(趣旨)

第1条 奈良県は、地域全体で子育てを応援する取組の一環として、妊婦や子育て家庭を対象とした「なら子育て応援団」(以下「応援団」という。)の活動を支援し、地域における子育て応援の機運を高めるとともに、子育てしやすい環境づくりを推進する。

(構成)

第2条 応援団は、子育てを応援する活動を実施する企業・店舗、団体(以下「応援団員」という。)で構成する。

(役割等)

第3条 奈良県は、応援団員として活動する者を募集し、登録する。また、応援団員が行う次項に規定する取組の情報提供を行う。

2 応援団員は、次のいずれかの取組を実施する。

(1) 妊婦とその家族及び18歳未満の子どもがいる家族に対して子育てに優しいサービス等を提供する取組。なお、サービス等については、年間を通して継続的に実施できるものとする。

(2) 営利を目的としない団体等が実施する子育て支援に関する取組

3 応援団員のうち、前項の(1)に定める取組を実施する者は、対象となる家族のうち、原則、なら子育て応援団ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を取得した家族からロゴマークの提示を受けて、サービス等を提供する。なお、全都道府県共通「子育て支援パスポート事業」のロゴマーク提示を受けた場合も同様とする。

4 応援団員の取組の情報提供は、奈良っ子はぐくみアプリ(以下「アプリ」という。)及びアプリ内PR情報ページ(以下「PR情報ページ」という。)により行う。なお、PR情報ページの運用に関して必要なことは、「なら子育て応援団PR情報ページ運用指針」に定める。

(登録要件)

第4条 応援団員の登録要件は、第3条第2項の取組を実施し、かつ、次に掲げる要件全てに該当することとする。

(1) 奈良県民に対し、子育てサービスの提供をできる企業等であること

例・奈良県内に店舗又は事業所がある

・奈良県民に対し、オンラインでサービスの提供ができる など

(2) 専ら大人を対象とした娯楽施設等を業としていない者であること

(3) 次に該当しない者であること

① 宗教活動や政治活動を目的とする団体

② 暴力団等その構成員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号及び第6号に規定するものをいう。)又はそれらと密接な関係を有する団体等

(登録の申込み)

第5条 応援団員としての登録を希望する者は、原則、アプリを利用して申し込むものとする。

(登録)

- 第6条 奈良県は、前条の参加申込みがあった場合において、その内容が第4条の登録要件に該当し、かつ、内容に問題がないと認めるときは、応援団員として登録するものとする。
- 2 奈良県は、前項の参加申込みをしたものに対し、登録の適否の結果を申請から3週間程度以内にアプリにて通知するものとする。
 - 3 奈良県は、確認が必要な場合、関係機関等に照会することができる。
 - 4 奈良県は、確認が必要な場合、現地調査をすることができる。
 - 5 奈良県は、登録を認めた団体の情報等をアプリに掲載するものとする。
 - 6 第4条の登録要件に該当しないことが判明したとき又は登録について奈良県が適当でないと認めるときは、登録を行わないことができる。

(登録内容変更の届出)

- 第7条 応援団員は、なら子育て応援団登録事項に変更があったときは、アプリにより必要書類を添えて申請するものとする。
- 2 奈良県は、前項の規定による申請があった場合においては、必要な確認を行い、登録の変更を承認する。

(登録の取消)

- 第8条 応援団員が登録を辞退する場合は、アプリにて申請することとする。
- 2 奈良県は、前項の規定による申請があった場合は、登録を取り消すものとする。
 - 3 奈良県は、応援団員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により応援団員の登録を受けたとき
 - (2) 第4条のいずれかの要件を満たさなくなったとき
 - (3) 第11条の規定に違反して、個人情報をも他の目的に使用し、又は他人に漏らしたとき
 - (4) 入力されている情報を不正に改ざんした場合
 - (5) 他の応援団員のID又はパスワードを盗用した場合
 - (6) なら子育て応援団の情報提供を故意に妨害した場合
 - (7) 応援団の活動について定めた規約等に違反したとき

(情報の削除)

- 第9条 奈良県は、応援団員が登録した情報について、次の各号のいずれかに該当する場合は、奈良県は応援団員に通知することなく当該情報を削除することができる。
- (1) 法令に反する場合
 - (2) 公序良俗に反する場合
 - (3) 犯罪的行為を誘発する場合
 - (4) 第三者に損害又は不利益を与える場合
 - (5) 第三者を誹謗中傷している場合
 - (6) 宗教活動や政治活動とみなされる場合
 - (7) 営利活動とみなされる場合
 - (8) 記載された内容が虚偽である場合
 - (9) その他なら子育て応援団の目的に照らして、不相当と判断された場合

(情報の停止)

第10条 奈良県は、提供する情報を停止することがある。また、緊急やむを得ない場合には、情報の停止について事前に発表しないことがある。

(個人情報の取扱い)

第11条 応援団員は、その取得した個人情報を厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

(争議等)

第12条 応援団員が実施する取組に関して生じた苦情、争議等について、奈良県は関与しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月24日から施行する。